○黒潮町ひとり親家庭医療費助成に関する条例

平成19年6月22日 条例第283号

(目的)

第1条 <u>この条例</u>は、ひとり親家庭に対してひとり親家庭医療費を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 2 <u>この条例</u>において「配偶者のない女子又は男子」とは、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129</u> <u>号)第6条第1項</u>に規定する者又は<u>同条第2項</u>に規定する者をいう。
- 3 <u>この条例</u>において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族 療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。 (助成対象者)
- 第3条 ひとり親家庭医療費は、<u>次の各号</u>のいずれかに該当する者で町の区域内に住所を有するもの(以下「助成対象者」という。)について助成する。
 - (1) 現に児童を監護し、その者と生計を同じくする配偶者のない女子又は男子
 - (2) 現に配偶者のない女子又は男子の監護を受け、その者と生計を同じくする子たる児童
 - (3) 父母のない児童
 - (4) 現に<u>前号</u>の児童を監護し、その者と生計を同じくする姉、兄、祖母又は祖父等であって町長の認めるもの (助成額等)
- 第4条 ひとり親家庭医療費として助成する額は、保険給付を受けるべき者が負担すべき額(法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は医療保険各法により現金給付される高額療養費若しくは付加給付があるときはその額を控除した額)に相当する額とする。
- 2 <u>前項</u>の医療に要する費用の額は、<u>診療報酬の算定方法</u>の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用 の額を超えることができない。

(助成の制限)

- 第5条 ひとり親家庭医療費は、助成対象者の属する世帯の構成、所得等に基づき、規則で定める者については、助成しない。
- 2 ひとり親家庭医療費は、助成対象者に係る疾病又は負傷が、第三者の行為によって生じた場合において、その 医療に要する費用の一部又は全部について助成対象者が第三者から賠償を受けたときは、その賠償の限度において助成しない。

(認定)

第6条 助成対象者は、規則で定めるところにより、あらかじめ受給資格について、町長の認定を受けなければならない。

(助成金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正行為によりひとり親家庭医療費の助成を受けた者に対し、既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 ひとり親家庭医療費を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。 (委任)

第9条 <u>この条例</u>に定めるもののほか、<u>この条例</u>の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 <u>この条例</u>は、平成19年10月1日から施行する。
 - (黒潮町母子家庭医療費の助成に関する条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 黒潮町母子家庭医療費の助成に関する条例(平成18年黒潮町条例第108号)
 - (2) 黒潮町父子家庭医療費の支給に関する条例(平成18年黒潮町条例第109号)

(廃止に伴う経過措置)

3 <u>この条例</u>の施行の日の前日までに、廃止前の黒潮町母子家庭医療費の助成に関する条例(平成18年黒潮町条例 第108号)及び<u>黒潮町父子家庭医療費の支給に関する条例(平成18年黒潮町条例第109号)</u>の規定に基づきなされた 処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月18日条例第16号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月17日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。